

## 介護の社会化、尊厳ある生活を 介護保険制度見直しについて

介護保険制度は介護の社会化を求める市民の期待のなかで二〇〇〇年にスタートをきった。しかし、予想外の給付費増に怯えた政府が二〇〇五年の制度見直しで軽度者・生活援助給付を抑制したことにより多くの高齢者が利用を制限されることになった。

退職者連合は原点Ⅱ介護の社会化に帰ることを求めて連合と協力して要求実現に取り組んでいる。

政府は、第二次制度改正にむけて「社会保障審議会・介護保険部会（五月三十一日二五回〜一月二五日三七回）」と「同・介護給付費分科会（七月二九日六六回〜九月二二日六九回）」の審議を経て、二〇一一年に法改正、介護報酬・診療報酬同時改定にあわせて二〇一二年施行を目的に作業を進めている。

検討開始時に政府が示した論点は、①施設・住まい、②在宅・地域密着、③給付と負担、④保険者の役割、⑤介護人材確保と処遇改善などだが、「ペイアズユーゴー」も「払った者だけが通れ」という財務省方針が議論を縛った。一・月末の社会保障審議会・介護保険部会意見書では施策の充実事項の一方、その財源を給付切り下げ・負担増で賄う方向となっている。とくに要介護度の高い者への給付を優先し、低い者や低所得者施策の切り捨て・負担増が特徴になっている。

これは、介護保険制度を創設した理念「介護の社会化」「尊厳ある生活」を否定するもので、二〇〇五年改悪で生活援助サービスの削減により自立生活を脅かされてきた高齢者に追い打ちをかけるものになる。

今後審議会報告をもとに法案策定作業が行われる。法案審議では現行の財政枠内に論議を閉じ込めて制度理念を崩壊させるのではなく、必要な給付改善シナリオを作り、それに要する費用を納得づくで負担しあい、介護の社会化を進めることが求められている。

退職者連合は、一二月二日の年金・医療福祉合同専門委員会ですれらについて検討し、見解を整理した。

### 退職者連合の介護要求と審議会報告・見解

退職者連合が二〇一〇年七月一四日第一四回総会で決定した介護制度要求について、社会保障審議会・介護保険部会報告では次のような取り扱いとなっている。また、退連要求が想定していなかった負担増・給付抑制案も提起されている。

人間の尊厳を守るため社会化された介護を提供する  
という制度創設の理念を基礎に、必要なサービス  
が必要な時利用できるよう制度を整備すること。

- (1) ペイアズユーゴー原則に忠実に、現行制度の財政枠のなかでいくつもの給付増分を負担増もしくは他の給付減で賄う算数に縛り付けられた結果、二〇〇五年制度改定に続いて制度発足時の介護の社会化・尊厳ある生活という理念を否定する検討が進行している。給付改善のシナリオとそれに必要な経費を計算して、低所得者対策を講じた上でこれに必要な保険料・税の負担を求めるべきである。（「社会保障国民会議」はこの手法の試算をした。）
- (2) 選択と集中は一般的に必要なだが、介護保険制度について「軽度

者」「低所得者」を軽視・切捨てることは介護の社会化・尊厳ある生活の理念に照らして誤った選択である。

一、医療保険加入者とその扶養家族を介護保険の被保険者とする事。

両論併記Ⅱ介護保険の骨格を維持したうえで議論。先送り。↑不

二、介護従事職員の人材確保のため、賃金をはじめとする処遇改善をはかる事。

プラス二%強の（一・五万円の介護職員処遇改善交付金相当）報酬改定へ交付金継続・段階実施等の意見併記Ⅲ↑介護保険制度の外付けとなっており、確実に職員の処遇改善に支出することを交付要件としている現在の交付金を制度内に取り込む場合、労使交渉で自律的に適正分配される関係が成立するまでの間は現交付金と同じ程度に確実に処遇改善に充てられる保障が必要。制度内化を自己目的化して、その財源確保のため合意を得られない他の給付・負担に転嫁することには反対。

三、公費負担割合を六割以上に引き上げ、保険料の大幅引き上げを避ける事。

両論併記Ⅱ社会保障と財政あり方全体のなかで議論。先送り。↑不

四、介護保険料を応能負担にあためること。

保険料抑制とペイアズユーゴーを記載、率化には言及なし。↑不

五、利用限度額を引き上げ、利用者の必要性を満たす給付とすること。

引き上げ意見紹介、実態把握分析と介護給付費分科会での対応に言及

六、介護報酬の加算方式をあらため、利用者、事業者に分かりやすい簡素な制度にすること。

介護給付費分科会事項、言及なし

七、ケアマネジャーの公平性、中立性を担保するための資質向上、処遇改善をはかる事。

資格・研修見直し、ケアプラン標準化、セルフプラン活用支援に言及

八、介護サービス利用認定について、認定区分の大幅り化を検討すると共に、認定の基準・システムを改善して利用者の必要性を満たすものとする。とくに認知症に関する要介護度を適切に評価すること。

両論紹介、強い現状肯定、事務の簡素化・認知症評価の適正化には言及↑不満

### 九、生活援助の給付制限をあらためること。

介護保険対象外化・自己負担二割への引き上げ△反対意見併記▽  
↑要支援者・軽度の要介護者とされている高齢者の多くは保険給付を支えに在宅生活を維持している。重度に給付を重点化し、軽度切捨てを進める判断基準は制度の本旨に悖る。○五年改定で生活援助サービスを削減した結果、生活に困難を来した高齢者が多数発生した。今次はその修正を図るべき。検討が伝えられる生活援助サービスを自治体判断で除外可能にする選択肢は、代わるべきサービスを用意できる自治体の存在が期待できないなかでは軽度者の切捨てでしかない。予防給付の自己負担増もこの文脈のなかにある。**反対**

### 一〇、地域包括支援センターの体制を整備し機能を強化すること。

拠点整備・機能強化に言及、予防プランの分担は両論併記

### 一一、利用者の原則定率一割負担を引き上げないこと。

(1) 高所得者の自己負担引き上げⅡ第六段階の自己負担を二割に八慎重意見併記▽↑所得は保険料に反映すべきであり、利用抑制効果を狙う一部負担増は認めがたい。かつ、介護は一過性の負担と異なり終期が分らない負担となるので将来見通しが立たない。**反対**

(2) 要支援・軽度者給付見直しⅡ介護保険対象外化・自己負担二割への引き上げ△反対意見併記▽↑要支援者・「軽度」とされている高齢者の多くは保険給付を支えに在宅生活を維持している。重度に給付を重点化し、軽度切捨てを進める判断基準は制度の本旨に悖る。○五年改定で生活援助サービスを削減した結果、生活に困難をきたした高齢者が多数発生した。今次はその修正を図るべき。検討が伝えられる生活援助サービスを自治体判断で除外可能にする選択肢は、代わるべきサービスを用意できる自治体の存在が期待できないなかでは軽度者の切捨てでしかない。予防給付の自己負担増もこの文脈のなかにある。**反対**（再掲）

### 一二、利用者本位で地域医療と介護の連携サービスを 実現し、介護難民を作らない施策を講ずること。

介護療養病床廃止方針に対する、猶予・変更両論併記

### 一三、特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者向け住宅など不足しているサービスについて、 今後の需要増を見込んで計画的充足をはかること。

住まい・施設の整備に言及↑量とスピードが問題

### 要求書記載以外で、審議会で取り上げられた課題 に関する見解は次の通り。

(1) 居宅介護支援の自己負担導入Ⅱ居宅介護支援月一千元、介護予防支援月五百円の自己負担△危惧・慎重意見併記▽↑ケアマネによるプラン作成は、十分情報を持つている事業者と持っていない

利用者が適切に契約を結ぶため利用者の代弁をする機能を持つ。有料化は将来の増額の入り口であり、負担に耐えられない利用者がセルフプラン作りに向かえば情報の非対称性による不適切な契約が多発する。自治体の一般施策で代替できる環境にもない。**反対**

(2) 補足給付の支給要件の厳格化Ⅱ市町村が施設入所前世帯の所得などを支給要件に追加可能↑そもそも全利用者中高い率で適用されている補足給付は制度発足時の保険給付に戻すことが適当。検討過程で示された資産調査は該当者のステイグマをもたらすうえ事務コストが膨大で認めがたい。施設入所前の世帯所得把握も同じ問題を持つ。今次提案に含まれていないが、保険外給付に移す案は空論をべつにして現実には多くの市町村で給付消滅が想定され、低所得者の切捨てでしかない。**反対**

(3) 多床室の室料負担の見直しⅡ第四段階以上から三施設の多床室の室料月五千元を徴収△現状維持意見併記▽↑個室化を急ぐべき相対的に劣る生活環境の多床室は過渡的な存在として室料負担を求めべきでない。**反対**

(4) 第二号保険料の総報酬割導入△反対意見併記▽↑あるべき姿として応能負担が望ましいので計画的に関係者の理解を得つつ実施すべき。反射として圧縮される国費負担は合意の得られる制度内給付改善に充てるべき。

(5) 「二四時間地域巡回型訪問サービス」△単身・重度に絞る意見と軽度者にも対応すべきとの意見併記▽↑速やかに態勢を整え実現すべき。

## 政府の社会保障改革方針示される

一月二十八日に発足した「政府・与党社会保障改革検討本部」Ⅱ本部長・菅直人総理」は、二月一日に基本方針を決定し、今後の作業の考え方と日程を示した。

第一に、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成し、それにより経済成長につなげるとしている。改革の方向は民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理Ⅱ会長・藤井裕久元財務大臣」、「社会保障改革に関する有識者検討会報告Ⅱ座長・宮本太郎北海道大学教授」を基礎とし、政府・与党は具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにし、これに必要な税制改革を一体的に検討することを明らかにした。

二〇一一年半ばまでに成案を得て国民的な合意を得て実現を図るため、超党派による常設の会議設置と率直な協議を呼びかけている。また、「社会保障国民会議」などで蓄積されたデータや考え方を継承・活用する必要性にも言及している。

個別施策としては、子育て対策・若者支援対策に優先的に取り組み、関連法案の早期提出に向けて検討を急ぐとしている。

第二に社会保障・税に関わる番号制について、国民の理解を得ながら推進するとし、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理」で示された基本方向に沿って、二〇一一年一月を目途に基本方針を取りまとめ、来秋以降できるだけ早く関連法案を提出するよう取り組む日程を示した。

## やっと始まるまともな議論

来年度予算編成に当たって、給付と負担の整合性を保つための社会保険料・税負担の増を呼びかけることなく、給付抑制・利用者負担増を前面に出して制度理念を歪める例が多発してきた。この方針決定により遅ればせながら私たちが主張してきた「給付の充実水準明示↓必要な財源を明示↓適正な応能負担を呼びかけ・合意形成」に向けた作業が期待される。

他方野党は政権の足下を見て、本来待たなして超党派議論を開始すべきこのテーマを党利によって回避する動向が伝えられている。また、今後中身の検討が進めば、例えば年金改革では私たちの主張と異なる案が想定されるし、手放して歓迎できない番号制の検討が進むなど、緊張関係を持つて意見反映すべきテーマも含まれる。

先送りしてはいけないこのテーマについて野党のサボタージュを許さず、かつ私たちの主張を反映するために力を発揮しよう。